

議員提出第10号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年9月21日

提出者

足立区議会議員	ぬか	が	和	子	
同	鈴	木	けん	いち	
同	針	谷	み	きお	
同	大	島	芳	江	
同	伊	藤	和	彦	
同	渡	辺	修	次	
同	鈴	木	秀	三郎	
同	橋	本	ミ	チ子	
同	さ	と	う	純	子
同	三	好	す	み	お
同	松	尾	か	つ	や

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

高齢者全体の生活をかんがみて、介護保険料全体の緩和をはかる必要があるため、本案を提出する。

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成12年足立区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（保険料負担の緩和措置）

第20条の2 区長は、高齢社会対策基本条例（平成12年足立区条例第36号）第3条に規定する区の責務を遂行するに当たり、区民全体の生活実態にかんがみ、区民の保険料の負担を緩和するため必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年度における保険料率の特例）

第2条 平成19年度における保険料率は、第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 令第38条第1項第1号に掲げる者 1万9,300円

（2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 2万8,900円

（3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 3万8,600円

（4） 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 4万8,200円

（5） 前各号のいずれにも該当しない者 5万7,900円

（足立区介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 足立区介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年足立区条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第3条の見出し中「及び平成19年度」を削り、同条第2項を

削る。